

【別紙5】 評価表（施設・設備機能）

最終処分

大項目	中項目	チェック欄	必須項目	チェック欄	点数	優良	評価項目・基準	環境	
最終処分 40点	施設の環境保全 3点		産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透、悪臭が発生していない。		1点		産業廃棄物の飛散・流出、地下浸透及び悪臭発生を防止するために必要な設備・構造等があり、維持管理計画が整備されている。		
			著しい騒音、振動が発生し、周囲の生活環境を損なっていない。		1点		騒音、振動を防止するための維持管理計画が整備されている。		
			ねずみが生息し、蚊、はえその他の衛生害虫が発生していない。						
			施設構内及びその周辺の整理・整頓・清潔の保持状況は適切である。		1点		美観を保持するため維持管理計画が整備されている。		
	施設・設備の 維持管理 9点		埋立処分は計画的に行うとともに、搬入された廃棄物について当日に締め固め、整地、覆土等の措置を講じている。		1点		埋立処分計画があり整地・覆土等に関するマニュアルが整備されている。		
			施設の周囲に囲いが設けられている。また施錠できる門扉が設けられている。		1点		破損や老朽化しておらず、十分に耐久性のある囲い及び門扉である。		
			表示すべき事項が記載されている掲示板を設置している。		1点		掲示板の老朽化、破損、汚れがなく、全ての項目がはっきりと表示されている。		
			現場事務所がある。						
					2点		埋立処分済みの産業廃棄物の種類及び量等が記録により確認できる。		
					2点		埋立ての進行状況を把握できる場所を定め、その場所から処分場を3月に1回以上、定期的に写真撮影し、保管している。		
	廃棄物の 受け入れ態勢 3点		産業廃棄物を受け入れる際に、必要な分析又は計量を行っており分析・計量の記録が保管されている。		3点		トラックスケール等計量施設が施設内にあり、廃棄物の搬入・搬出が管理されている。		
					2点		敷地内に洗車場が確保され整備されている。		
	施設の点検 3点		廃棄物処理施設等の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存している。		3点		施設の維持管理に関する点検検査が法令に定められた頻度より多く行われ、目標値が設定され、検証が行われている。		
	危機管理 3点		産業廃棄物が施設から流出する等の異常事態に対する対応マニュアルが備えられている。		3点		異常事態に対する対応マニュアルが備えられており必要な流出防止機材・応急措置の機材がある。また危機管理教育・防災訓練等を定期的に行っている。		
	処理の 情報管理 3点				3点		電子マニフェストの利用実績がある。		
	情報公開 16点					4点	◎ インターネット上で直前3年間の処理の実績を公表している。	○	
						4点	◎ インターネット上で施設の種類、処理する廃棄物の種類、設置場所等の概要を公表している。	○	
						4点	◎ インターネット上で事業場の処理工程図を公表している。	○	
						4点	◎ インターネット上で直前3年間の施設の維持管理の状況に関する情報を公表している。	○	
	環境に対する 取組み						低公害型建設機械の導入割合が20%以上ある。	○	
遵法性			許可品目以外の埋立処分を行っていない。						
			前年度実績等について毎年6月30日までに実績報告書を県に提出している。						
			毎年4月1日現在の残余容量を把握し6月30日までに県に報告している。						
			◎ 維持管理積立金の納付額に未納がない。				○		

大項目	中項目	チェック欄	必須項目	チェック欄	点数	優良	評価項目・基準	環境
最終処分	安定型処分場		※ 埋め立てる廃棄物の性状に応じ廃棄物が飛散し又は、流出しないように適切に中間覆土を行っている。					
			※ 展開検査は、強雨又は強雨時を避けて実施するほか、展開検査結果は、検査の都度記録し、これを3年間保管している。					
			※ 展開検査は、最終処分場内の埋立地以外の場所又は、埋立地内部であって、埋立処分及び覆土が終了している場所で行うこととし、廃棄物から液状物が地下に浸透しないよう必要な措置を講じている。					
			※ 廃棄物から液状物の流出等に備え、回収マット、土のう等を備え、検査により安定型廃棄物以外のものが認められた場合は、回収し適正に処理している。					
	管理型処分場		※ 遮水工が定期的に検査されている。					
			※ ガス抜き管が定期的に検査されている。					
			※ 条例規則別表第6に定める項目について、周縁の地下水の水質検査を1月に1回以上、定期的を実施している。					
		※ 中間覆土の施工が支障なく行うことができるよう、常に必要な土砂量を確保している。						

(注1) (優良) ◎印は環境省「優良産廃処理業者認定制度」対応項目

(環境) ○印は「環境配慮契約法の基準」配慮項目

(注2) ※印は該当施設のみ評価項目